

# 福岡県公報

平成二十二年十二月一日  
第三千九百九十一号  
増刊  
①

## 目次

告示(第九百三十三号)

海岸保全区域の指定の一部改正

(港湾課) …………… 一

## 告示

福岡県告示第九百三十三号

海岸保全区域の指定(昭和三十三年三月福岡県告示第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月一日

福岡県知事 麻生 渡

第二十九号を次のように改める。

二十九 玄海灘沿岸 和白海岸 海の中道地区海岸

(一) 区域

点一から点六までの各点を順次に結んだ線及び点一と点六を結んだ線により囲まれた区域、点七から点一五までの各点を順次に結んだ線及び点七と点一五を結んだ線により囲まれた区域並びに点一六から点二九までの各点を順次に結んだ線及び点一六と点二九を結んだ線により囲まれた区域(ただし保安林を除く。延長四、五〇五メートル)

(二) 基準点及び点の表示(角度は方眼北方位角とする。)

基準点 福岡県福岡市東区奈多二丁目三三の三にある国土交通省国土地理院の二

等三角点奈多(北緯三三度四一分二七秒、東経一三〇度二四分四〇秒)

点一 基準点から一六度〇九分三三秒一、二六八・五七五メートルの地点

点二 点一から一九二度二七分三七秒三九四・〇七七メートルの地点

- 点三 点二から二九九度三八分一九秒六四・五三五メートルの地点
- 点四 点三から三〇〇度一七分二九秒九八・五二九メートルの地点
- 点五 点四から一三度五〇分二秒三三・九九九メートルの地点
- 点六 点五から九〇度三八分三七秒九九・四二九メートルの地点
- 点七 基準点から一七度一四分一四秒一六九六・八五〇メートルの地点
- 点八 点七から一三四度〇五分四四秒二五・八三三メートルの地点
- 点九 点八から一八七度二五分〇九秒二五五・〇〇六メートルの地点
- 点一〇 点九から二二一度三六分〇九秒一〇五五・五六六メートルの地点
- 点一一 点一〇から三三〇度〇三分五二秒七五・四〇〇メートルの地点
- 点一二 点一一から三三〇度〇九分三〇秒九九・八九六メートルの地点
- 点一三 点一二から四〇度一八分〇六秒一〇四六・八九四メートルの地点
- 点一四 点一三から一七度三八分二四秒六一・四五八メートルの地点
- 点一五 点一四から二七度〇九分三〇秒一〇九・二〇八メートルの地点
- 点一六 基準点から二五度一六分三〇秒八七四・二一八メートルの地点
- 点一七 点一六から二九度〇五分〇八秒一四四・〇九五メートルの地点
- 点一八 点一七から三〇度四一分五九秒七二〇・一二二メートルの地点
- 点一九 点一八から三三度七分五三秒九三三・八六七メートルの地点
- 点二〇 点一九から三三度五十六分二〇秒六七・五六五メートルの地点
- 点二一 点二〇から三二八度三四分二九秒九九・四六六メートルの地点
- 点二二 点二一から五七度五五分二八秒九〇一・四九六メートルの地点
- 点二三 点二二から五〇度二二分三八秒七二〇・八九一メートルの地点
- 点二四 点二三から四八度三九分四〇秒七三六・七五九メートルの地点
- 点二五 点二四から三一八度三九分四〇秒一〇〇・〇〇〇メートルの地点
- 点二六 点二五から四八度三九分四〇秒二〇〇・〇〇〇メートルの地点
- 点二七 点二六から一三八度三九分四〇秒一〇〇・〇〇〇メートルの地点
- 点二八 点二七から四八度三九分四〇秒一九九・九九二メートルの地点
- 点二九 点二八から一三八度三三分〇〇秒一〇一・三九六メートルの地点